

武豊町長 榑 山 芳 輝 様

中部電力(株)碧南火力発電所への震災瓦礫受け入れに関する申し入れ

平成24年3月21日
日本共産党武豊町委員会
同 武豊町議員団
梶田 稔
梶田 進

3月18日付「中日新聞」の報道によれば、愛知県大村知事が中部電力(株)碧南火力発電所の敷地内に自前で焼却炉を建設、焼却灰を埋める最終処分場を整備することを検討しているとのこととあります。

海を隔てているとはいえ、周辺自治体の一つと言える武豊町民や町議会には、事前に何の連絡・報告もなく、突然の発表に驚いているところです。

日本共産党は、震災瓦礫をできるだけ速やかに処理することは、被災地の復興にとって最重要課題の一つであることは言うまでもないことと考えます。

しかし、震災瓦礫の処理が進まない最大の障害は、政府が放射性物質への対策を真剣に行っていないことにあります。

福島原発事故による放射性物質の拡散は、被災県のみならず東日本の広範な地域に及んでいます。

政府は、被災県以外の自治体に震災瓦礫の「広域処理」を要請し、4月6日までに検討結果を報告するよう求めています。「広域処理」を受け入れ先の住民の合意を得て進めていく上で、いま必要なことは、政府が瓦礫に放射性物質が含まれていることへの対策を真剣に講じることです。

政府は、瓦礫のうち特別に管理が必要な指定廃棄物は、セシウム134とセシウム137の濃度の合計で1キログラム当たり8000ベクレル以上のものと定めています。

これを超えるものは、国が処理することになっていますが、これ以下のものは、放射性物質が含まれていても、指定廃棄物とされないため、一般廃棄物と同様の扱いとされ、まともな対策が講じられていません。

そのため、瓦礫の処理に当たって、焼却のさいの排気によって放射性物質が拡散するのではないかと、飛灰の処理をどうするのか、あるいは廃棄物や焼却灰の埋め立て処分場周辺の放射線量が高くなることや、雨水・地下水などで漏れ出さないかなどの心配が出されています。こうした懸念や不安に、きちんと応えなければなりません。

現在の8000ベクレル／キログラムという基準は、昨年6月の段階で原子力安全委員会が「当面の考え方」として示したものに準拠して審議されただけのものです。これは、政府の試算でも廃棄物の処理に携わる作業者に、年間1ミリシーベルト近い被曝を容認するものです。住民の健康と安全を守る立場で、放射性物質で汚染された廃棄物の基準と、放射線防護対策を抜本的に見直し、強化する必要があります。

「広域処理」に当たっては、政府が、こうした基準や対策を抜本的に見直すとともに、事前の情報公開を行って、住民合意の上で進めることは当然の責任です。

今回の震災瓦礫の処理受け入れについて、次のとおり、申し入れます。

記

1. 大村知事の震災瓦礫処理の受け入れについて、事前に連絡と意見聴取があったのか。あったとすれば、いつの時点で、どのように意見表明したのか。
2. 焼却施設の規模、処理能力、焼却方法（燃料、発電の有無等）、事業費は。
3. 最終処分場の規模、面積、容量、海水や空中への拡散対策は。
4. 震災瓦礫の持ち込み量と年数は。
5. 放射能の有無の確認、空中飛散、埋め立てによる浸透拡散は、どのようにチェックするのか。
6. 瓦礫と焼却施設、最終処分場の安全性の確認は、信頼性のある第三者機関が行うのか。
7. 瓦礫の搬入方法（陸路・海路など）、一日当たりの搬入車両や船舶の台数は。
8. 瓦礫の搬入時期と終了時期は。
9. 住民説明会を開催し、疑問と不安に答えること。
10. 中部電力(株)武豊火力発電所と同様に、中部電力(株)碧南火力発電所と公害防止協定を締結すること。

以 上